

千葉県警察本部風俗保安課通知（通知日：2026 年 7 月 22 日）

この度、警察が行う「身辺調査」について、
警察庁から実施要領の見直しに関する通達が発出されました。

大きく変わった点は2点となります。

【1点目】

申告書（自己申告用）の新設（様式第2号）

この様式については、県警ホームページ上に掲載をしたり、各種講習会で様式
を配るなどし、周知を図っていきます。

許可申請等の際、予め申請人に記載をしてきていただくことにより面接時間の
短縮を図り、警察職員及び申請人の負担を軽減することを目的としております。
今後、各種講習会でも説明を行わせていただきますが、申告書（自己申告用）
については対象銃1丁ごとに1セットの記載を求めることとなっております。
複数の猟銃等を所持している方については枚数が多くなってしまいますが、ご
了解をいただきたいと考えております。

【2点目】

あなたをよく知る方に関する申告書（様式第4号）の変更

この様式は、従来、「調査先とする知人等に関する申告書」という名称で、
7人ないしは8人分の対象者を記載するものでした。

この様式が改められ、対象者4人の記載を求めるものとなりました。

猟友会や射撃協会等の関係団体の役員や猟銃等を使用する際の同行者がいない
方については、近隣者等を記載していただくこととし、合計4人の記載を求める
ものとなります。

この点についても、今後、各種講習会等で説明をさせていただきます。

新たな様式は、令和8年8月3日（月）の申請受付の際から使用させていただきます。